

評価項目について

1 市民と行政の役割分担評価

「市民と行政の役割分担評価」は、平成10年7月の京都市市政改革懇談会・第一次提言『市民と行政の役割分担と協働のあり方』で示された考え方をベースに、主要な事務事業について、市民と行政の役割分担を客観的に評価する手法として、作成したものです。

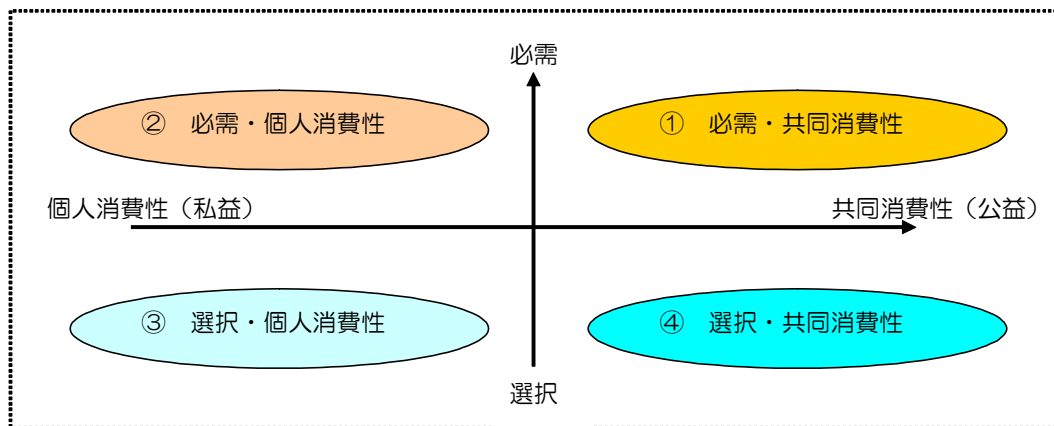
この評価においては、「公共性評価」、「実施主体の妥当性評価」、「受益者負担の妥当性評価」の三つの項目について評価を行います。

以下、三つの評価項目の考え方について解説します。

(1) 公共性評価

行政が市民から徴収した税金を投入して事務事業を実施できるのは、その事務事業にそれだけの「公共性」があるからにはほかなりません。しかし、行政活動には様々な性質を有するものがあるため、「公共性」がどの程度あるのか、簡単には判断がつきにくいものです。

そこで、まず、「公共性」を「公益性」（より多くの人たちが利益を享受するか（公益＝共同消費性）、個人が利益を享受するか（私益＝個人消費性）の観点）と「必需性」（日常欠かせないものか（必需）、格別欠かせないものではないのか（選択）の観点）の二つの軸から成り立つものと想定し、各事務事業が両軸で表される領域（エリア）のどの象限に位置付けられる性質のものか評価し、その実施の妥当性を検証するものです。



①象限（共同消費性が高く、必需のエリア）

より多くの人たちが利益を受け、しかも日常欠かせないサービスが含まれます。

より多くの人たちが、それがないと日々の生活における質が維持できない、それを最低限保障しなければならないエリアです。しかし、他方、多数の人たちに大量の資源が動員され、しかも、その設備投資などに経費が多く費やされるので、コストに関する議論は避けられないエリアです。

②の象限（個人消費性が高く、必需のエリア）

個人的な利益を受け、しかも日常欠かせないサービスが該当します。

このサービスと行政との関わりからいえば、行政として最小限度のサービスは、このエリアに想定されます。社会的な弱者を作らないという公的な立場は、このエリアで端的に提示されます。

③の象限（個人消費性が高く、選択的なサービスのエリア）

個人的な利益に関わるが、格別欠かせないものではないサービスが該当します。

基本的に行政がさほど責任を持たなくてよいエリアといえます。ただ、サービス供給のシステムが立ち遅れている分野で、地域的に、あるいは、世代的に、公平平等に利益を享受できない場合は、公平平等の観点から、行政の守備範囲とすることもやむを得ない場合もあります。

④の象限（共同消費性が高く、選択的なサービスのエリア）

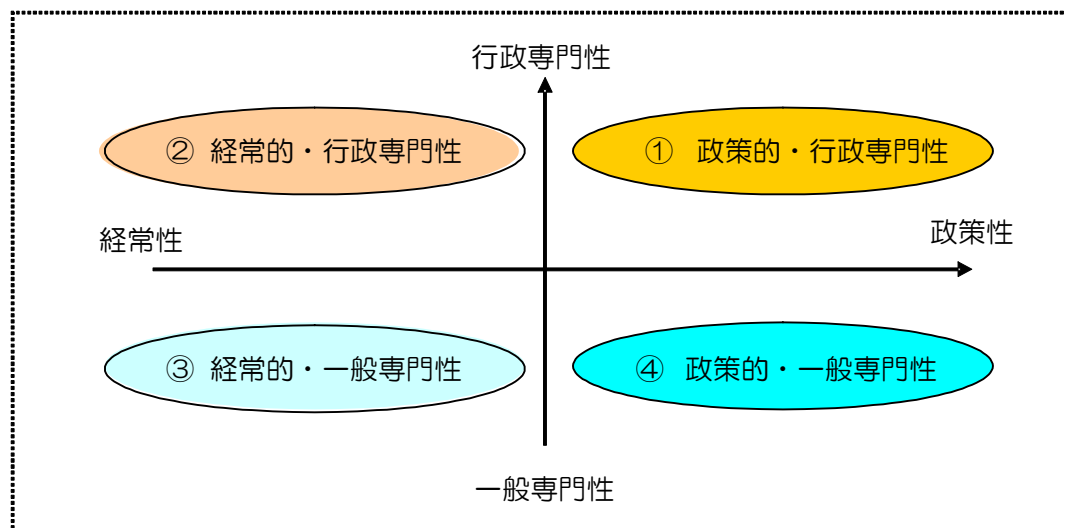
より多くの人たちが利益を受けるが、欠かせないものかどうかはサービスを提供する人、される人の中で考えることができるようなサービスが含まれます。

必要と考える人たちだけが必要なサービスを選択的に受けるものです。行政が限られた行政資源の中からサービスを提供しなければならないとすれば、一定の論拠を明示しなければならないし、その実際の関与も最低限にとどめるべきです。公益ではあるが、受益者負担を当然に考えるべきエリアです。

（２）実施主体の妥当性評価

本市が提供すべき行政サービスであっても、その提供主体がすべて本市である必要はなく、経済性、効率性、市民サービスの確保、行政責任の確保、秘密の保持、受託能力など種々の観点から判断して、サービス提供主体を民間に委託することなどを検討する必要があります。

上記を踏まえて、民間委託の対象とするべきかどうかを、「政策性」（政策立案等行政の意思決定に関わる度合いの観点）と「行政専門性」（行政執行に関わる専門知識・スキル（技能）の度合いの観点）の二つの軸を用いて検討します。



①の象限（政策的重要度が高く、行政専門性が必要なエリア）

業務遂行上政策的に重要な意思決定等を必要とし、そのために行政特有の知識、ノウハウ等が必要とされる業務が該当します。

都市経営の観点からの戦略策定等行政経営を遂行するうえにおいてコアとなる業務エリアであり、行政の内部にその知識、ノウハウ等の確保、育成を図る必要があるエリアです。

②の象限（経常業務の度合いが高く、行政専門性が必要なエリア）

経常的業務が色濃く、政策的意思決定等の要素は希薄であるが、当該業務を遂行するうえで、行政の専門性が強く要求される、又は行政であるが故に入手可能な情報等が必要とされる業務が該当します。

必要とされる行政専門性を部分的に補完し、その他分離可能な部分についての外部委託を検討すべきエリアです。

③の象限（経常業務の度合いが高く、一般的なノウハウが必要なエリア）

経常的、かつ、民間等における一般的なノウハウが要求される業務が該当します。

業務の効率性、経済性などの観点から積極的に民間活力の活用を検討すべきエリアであり、市民サービスの安定的な提供や行政責任の確保などに留意し、当該事業の実施主体の民間委託化等を検討すべきエリアです。

④の象限（政策的重要度が高く、一般的なノウハウが必要なエリア）

業務遂行上政策的に重要な意思決定等を必要とするが、当該業務遂行のためには民間等における一般的なノウハウや、民間が有する専門的技能等が必要とされる業務が該当します。

行政が直接的に行うか、民間との協働により業務遂行を図るべき業務エリアであり、行政内部にそのノウハウ等を確保するか、又は外部にノウハウを求めるかは個別に判断すべきエリアです。

（3）受益者負担の妥当性評価

行政が提供すべきサービスであっても、その性質に応じて、受益者に適正な負担を求めていく必要があります。そこで、受益者負担をどの程度求めるべきかについて、「受益者負担の妥当性評価」により検討します。

2 業績評価

「業績評価」は、各事務事業が期待どおりの成果を挙げているかを検証します。

「業績評価」のうち「目標達成度評価」は、数値等の定量的な指標により、事務事業の目的（意図）が達成されているかを評価するものです。また、「効率性評価」は、行政資源が行政活動のためにどのように費やされているかを定量的な指標に基づき評価するものです。

(1) 目標達成度評価

事務事業の目的（意図）を何らかの数値（「指標」とその「目標値」）で表し、その行政活動のあるべき姿（目的）を表す目標値との比較から現在の状況を把握します。

具体的には、次の方法によって、事務事業の目標達成率を算出します。

「目標達成率」＝「当該年度の成果指標（又は活動指標）の実績値」÷「成果指標（又は活動指標）の目標値」

減少することが良いとされている成果指標を指標として、目標達成度を算出する場合については、次のように算出します。

「目標達成率」＝1＋{「成果指標（又は活動指標）の目標値」－「当該年度の成果指標（又は活動指標）の実績値」} ÷「成果指標（又は活動指標）の目標値」

（成果指標と活動指標について）

成果指標 行政活動の結果によってもたらされる住民や地域の状態の変化や便益（アウトカム）を示す指標

活動指標 行政の活動によって提供された「モノ」や「サービス」の量（アウトプット）を示す指標

目標達成度評価の指標としては、活動指標よりも成果指標の方が望ましく、できるだけ成果指標を設定するようにしていますが、適切な成果指標の設定が困難な場合は、活動指標を設定しています。

算出された目標達成率を、次の5段階で評価し、達成度の状況の要因の分析などを行い、今後の見直しの方向に活用します。

「かなり良い」：110%以上
「良い」：110%未満90%以上
「普通」：90%未満70%以上
「悪い」：70%未満50%以上
「かなり悪い」：50%未満

次に、目標達成度の総合評価として、指標1及び2の評価結果を合わせて、次の方法により、目標達成度評価全体として総合評価を行います。

<目標達成度評価の総合評価のパターン>

1 指標1又は2のいずれか1つの指標のみで評価を行った場合
総合評価は、指標1又は2の評価結果と同じとする。

2 指標1及び2の両方で評価を行った場合
指標1及び指標2の評価結果を総合的に勘案し、5段階で評価を行います。
(下の表の該当箇所から総合評価の結果を選択)

(1) 指標1と指標2の評価結果が同じである場合

「かなり良い」と「かなり良い」なら総合評価は「かなり良い」、「悪い」と「悪い」なら総合評価は「悪い」というように、総合評価の結果は同じになる。

(2) 指標1と指標2の評価結果が異なる場合

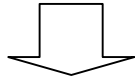
指標1の評価結果から指標2の評価結果までの間の評価を総合評価の結果とする。

指標1 \ 指標2	かなり良い	良い	普通	悪い	かなり悪い
かなり良い	かなり良い	かなり良い 良い	かなり良い 良い 普通	かなり良い 良い 普通 悪い	かなり良い 良い 普通 悪い かなり悪い
良い	かなり良い 良い	良い	良い 普通	良い 普通 悪い	良い 普通 悪い かなり悪い
普通	かなり良い 良い 普通	良い 普通	普通	普通 悪い	普通 悪い かなり悪い
悪い	かなり良い 良い 普通 悪い	良い 普通 悪い	普通 悪い	悪い	悪い かなり悪い
かなり悪い	かなり良い 良い 普通 悪い かなり悪い	良い 普通 悪い かなり悪い	普通 悪い かなり悪い	悪い かなり悪い	かなり悪い

(2) 効率性評価

効率性については、「完全に効率的だ」という基準を見出すのは困難なため、主要活動単位当たり（活動指標を基に、1講座当たり、1部当たり、許可1件当たりというような活動の目安となる単位）に要している年間経費の増減率（単位当たり経費変動率）により評価を行います。

$$\text{単位当たり経費} = \text{年間経費} \div \text{当該年度の活動指数}$$



$$\text{単位当たり経費変動率} = (\text{当該年度の単位当たり経費} - \text{前年度の単位当たり経費}) \div \text{前年度の単位当たり経費}$$

算出された「単位当たり経費変動率」を次の基準により、5段階で評価します。

「かなり良くなった」：前年度比10.0%以上の減

「良くなった」：前年度比10.0%以上1.0%未満の減

「変わらない」：前年度比1.0%未満の減又は1.0%未満の増

「悪くなった」：前年度比1.0%以上10.0%未満の増

「かなり悪くなった」：前年度比10.0%以上の増

(3) 市民参加度評価及び市民満足度評価

事務事業の類型によっては、「業績評価」において、「市民参加度」及び「市民満足度」についても評価を行います。

① 市民参加度（「一般型」について実施）

「京都市市民参加推進計画」に掲げられた各取組を推進し、「パートナーシップのまちづくり」を実現する観点から市民参加の状況について点検を行うとともに、具体的な参加手法や実績を記載することで、市民に対して参加手法に関する情報提供を行います。

② 市民満足度（「公の施設型」について実施）

公の施設において、「顧客」である市民の満足度をアンケート調査等により把握し、分析を行うことなどにより、より良い施設サービスの提供に向けた方策を検討します。